

# 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立鞍手高等学校
課程又は教育部門	定時制課程

91

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) 学校内に「いじめ問題対策委員会」を設置し、委員会を中心に全職員がいじめ問題の対応に関する共通理解をもって、いじめの未然防止、早期発見・解決に組織的に対応できる体制を構築する。
- (2) すべての生徒が互いを思いやり、安心して学校生活を送ることができるよう、安全な学校環境の実現に取り組み、学校内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護のため、家庭や地域、医療機関・警察・児童相談所等の関係機関と連携する。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

### (1) 職員研修

4月：いじめの認知、学校いじめ防止基本方針の共通理解

8月：多様な背景を持つ生徒理解

5・7・10・12・2・3月：気になる生徒の情報交換

3月：学校いじめ防止基本方針の反省・見直し

### (2) いじめに向かわない環境づくり

ア 人権教育やHR活動等のあらゆる学習活動の場で、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育成する。

イ 生徒総会やHR活動等で生徒自身にいじめの防止について考えさせる機会を設定する。

ウ インターネットやSNSによるいじめ防止についての講演会を実施する。

エ 生徒が自己有用感を高めることができるように、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍できる機会を設定する。

オ 日頃からの生徒への声掛けや授業規律の徹底、教職員の毅然とした指導により、生徒との信頼関係を構築するよう努め、SOSを出しやすい環境をつくる。

- カ 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。
- キ いじめの背景にある不安や悩み、ストレス等の要因に着目した、すべての生徒対象の個人面談を実施して、適切に対処できる力を育む。また、SCと連携し、計画的な教育相談を実施する。
- ク いじめの無い環境で部活動を実施するために、活動場所の使用法や人間関係をより良く形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え、部活動顧問が指導を行う。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1）基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりしている場合がある。いじめの発見が遅れることは、深刻化し解決しにくい状況となり得ることを認識して、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わり、いち早く把握して迅速に対応する必要がある。生徒のどんな小さな変化や危険信号も見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの認知について必要な取組を積極的に進め、いじめの早期発見につなげる。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

- ア 「いじめアンケート（記名・無記名）」、「学校生活アンケート」のいずれかを毎月1回実施する。
- イ 「家庭用チェックリスト」を年に2回全家庭に配布・回収し、家庭との連携を図る。
- ウ 授業だけでなく登下校・給食時間・休み時間等にも声かけを行い、様相のチェックを心がける。また、気になる生徒については、すべての職員で情報を共有する。
- エ 生徒及び保護者等がいじめに係る相談を行うことができるよう、日頃からいじめを訴えやすい環境をつくり、その体制を整備する。
- オ 子どもホットラインや24時間子どもSOSダイヤルを身分証明書に記載する。また、各相談窓口に関するリーフレットやポスター等を配布・掲示する。
- カ いじめの防止や早期発見、組織的対応に関する職員研修を実施し、いじめの防止・早期発見等に関する教職員の資質の向上を図る。
- キ 相談ポストを設置し、生徒指導主事が毎日点検する。

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

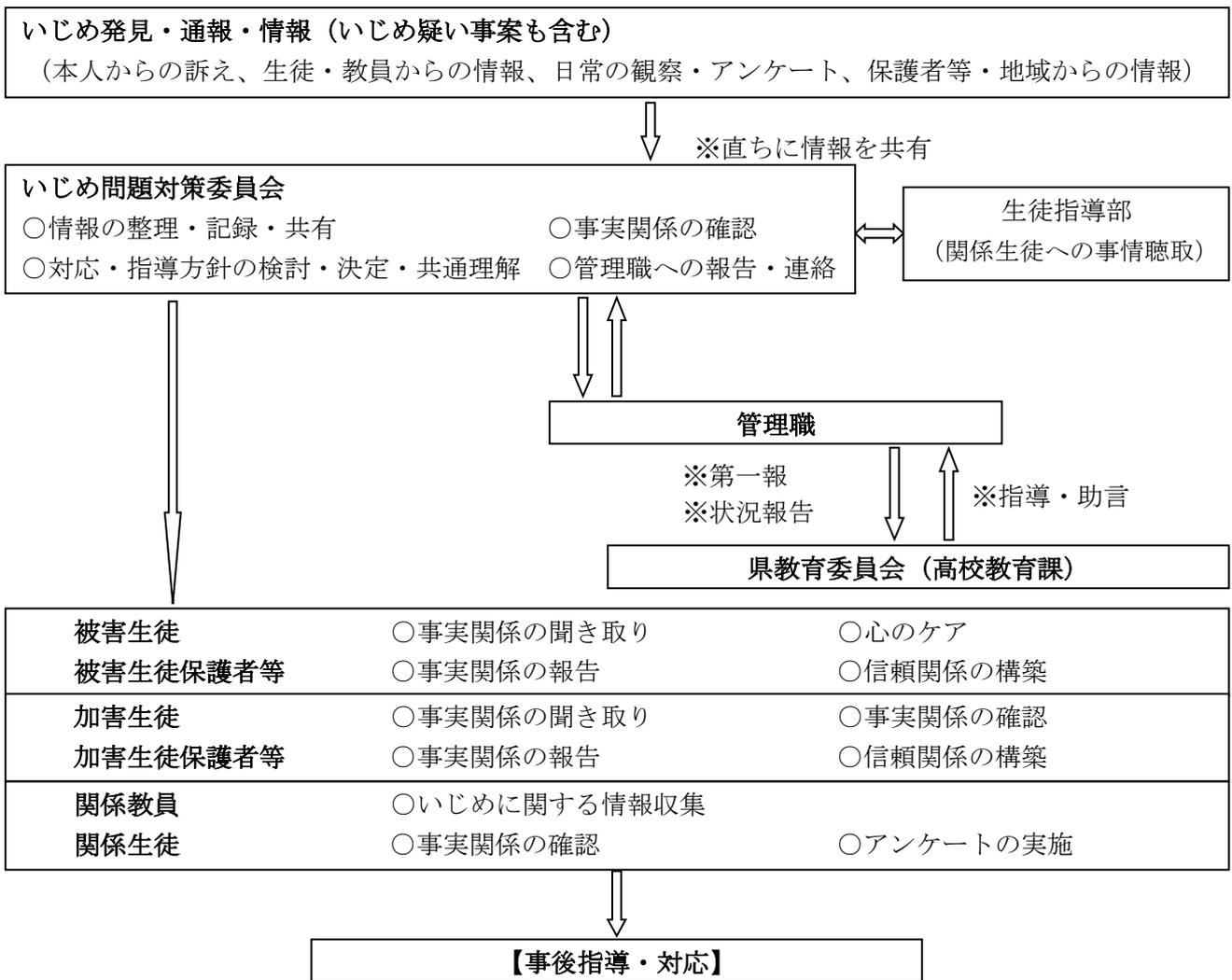
#### （1）基本的考え方

- ア いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条に基づき設置するいじめ問題対策委員会を活用して行い、計画的・組織的、且つ迅速に対応する。
- イ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ウ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。
- エ インターネットやSNS等を利用したいじめに対しても適切に対応する。
- オ 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- カ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等との連携の下で取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、いじめ問題対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を共有し、学校の組織的な対応につなげる。
- イ 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ問題対策委員会に報告を行わないことは規定に違反し得ることを周知徹底する。
- ウ いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会へ第一報を行う。
- エ いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守っていく。
- オ 生徒の生命、身体、財産等に重大な危機が生じるおそれがあるときには、警察等に連絡し適切な対応を図る。
- カ 部活動において、顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。また、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

いじめ発見・通報時の対応（フローチャート）



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられた生徒や保護者等に対し、いじめられている生徒に責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと示し、自尊感情が低下しないよう留意する。
- イ 事実関係を把握した後、速やかに家庭訪問等を行い、迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、生徒や保護者等に対し徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- ウ いじめられた生徒の不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、必要に応じていじめた生徒と接触を避ける手段を講ずる。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、状況に応じて、SCやSSW、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- オ いじめが解決したと思われる場合でも、相当の期間継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- カ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により、判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、必要に応じてSCやSSW、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- イ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ いじめたとされる生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させ、深い反省のもと、二度とこのような行為をしないよう指導していく。その際には、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- エ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- オ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切にいじめた生徒に対して懲戒を加えることもある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、周りではやし立てるなど同調していた生徒、見て見ぬふりをしてきた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担・助長する行為であることを認識させ、さらに、いじめを受ける生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める行為であることを理解させる。
- イ すべての教職員が「いじめは絶対に許されない行為である」ということを生徒に徹底して伝え、学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ウ いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものである。すべての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## (6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、問題の箇所を確認し、その箇所を保存・印刷する。その後、被害の拡大を避けるため、削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに、違法な情報発信の停止や削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- イ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ウ 早期発見の観点から、ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- エ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。その際は「いじめ問題対策員会」が適切に調査し、総合的に検討したうえで校長が判断する。

### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設置するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

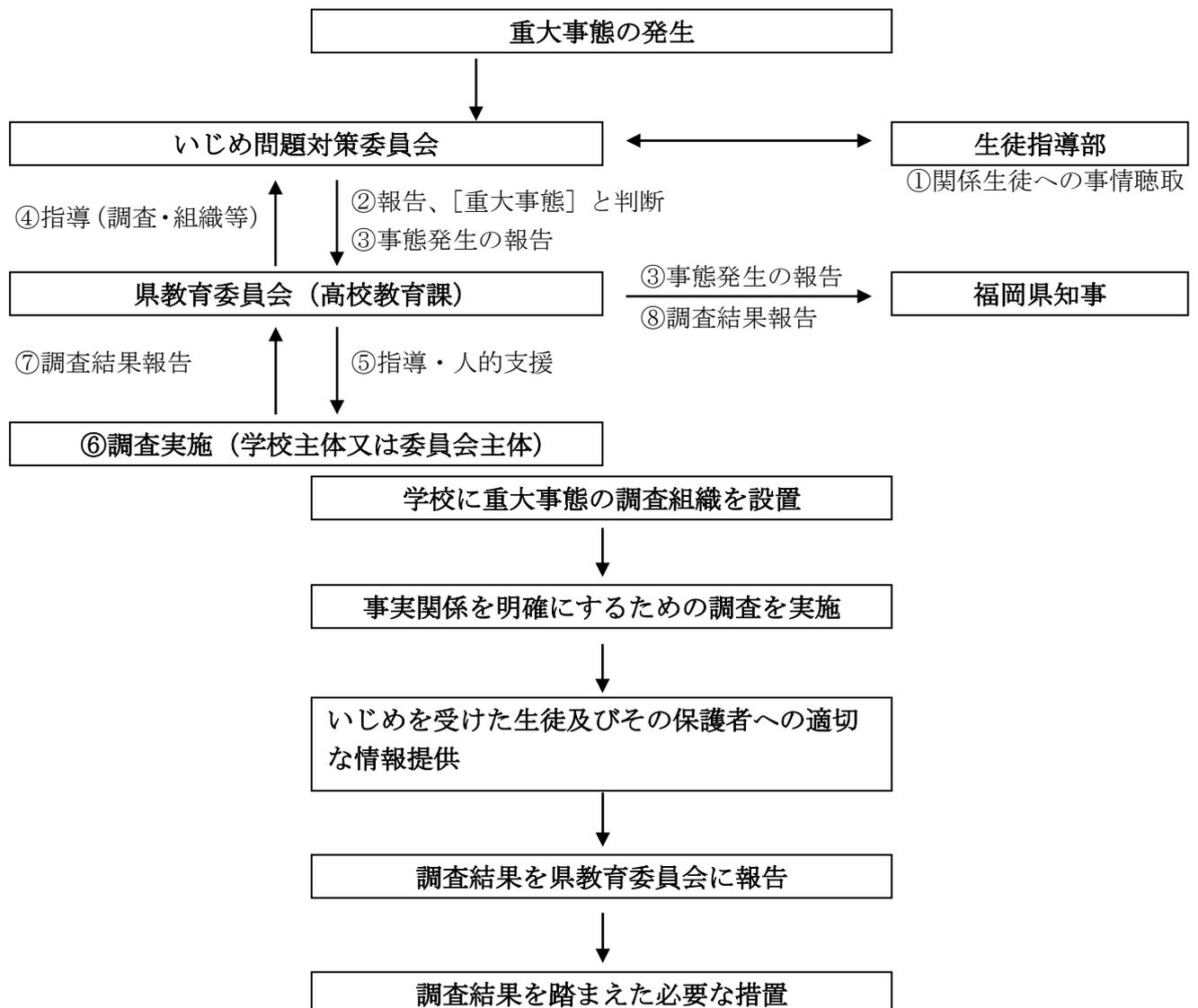
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査



## (2) 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

### イ 調査結果の報告

調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告する。「ア」の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果と防止策の報告に添えて県教育委員会を通じて、福岡県知事に送付する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 (第22条) いじめ問題対策委員会 (第28条) いじめ重大事態対策委員会

#### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ。

イ いじめの相談・通報の窓口として役割を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった役割を担う。

オ 学校基本方針等について地域や保護者等の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

#### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

## 7 学校評価

学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組については、以下の評価項目と達成目標、評価方法を設定し、学校自己評価で評価する。

### ア 評価項目と達成目標

評価項目	達成目標
いじめの未然防止のための取組について	いじめを許さないという意識と環境をつくる
いじめの早期発見のための取組について	積極的にいじめを認知し、いじめを見逃さない、見過ごさない
いじめに対する措置について	いじめ問題対策委員会を中心に、いじめに対して迅速且つ組織的に対応する

### イ 評価方法

「ア」の評価項目と達成目標について全教職員に対しアンケート調査を行い、いじめ問題対策委員会でその結果について分析して、評価項目の妥当性と必要な改善策について議論するとともに、生徒や保護者からの意見を参考にPDCAサイクルに基づいて「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行う。